

平成30年度 玉川法人会スローガン

あなたのそばの絆を増やそう



第5回理事会の様子



新春講演会サイネージ



賀詞交歓会

平成30年分



確定申告

会場：ベルサール渋谷ファースト
平成31年3月15日（金）まで

法人会の公益・共益事業には一般の方でもご参加できます。
(詳しくは行事予定をご覧ください)

2019年3月1日発行

Contents

理事会	3
新春講演会・賀詞交歓会	4
税を考える週間「記念講演会」	5
平成31年度税制改正大綱	8
委員会・支部・部会活動報告	10

<お問い合わせ>

発行人 / 公益社団法人玉川法人会 会長 阿部友太郎
編集 / 公益社団法人玉川法人会 広報委員会
事務局 / 東京都世田谷区玉川2丁目1番15号
TEL 03-3707-8668 FAX03-3707-4992
<http://www.tamagawa.or.jp/>

玉川法人会

検索

3月の行事予定

1(金)	青年部会全体連絡会	19:00	丸三証券株式会社 二子玉川ビル
3(日)	第4支部田植え稲刈り感謝事業(雪国豪雪体験学習)	6:40	新潟県魚沼市
5(火)	★普通救命講習会	9:00	玉川消防署
	第10支部ランチで女性会員懇談会	12:00	蕎麦と鶏はんさむ用賀
6(水)	女性部会役員会	13:30	法人会事務局
8(金)	厚生委員会	18:00	玉川ビル ラウンジ1F
	★第6・8支部 俳句・絵画書き方講演会	18:15	丸三証券
13(水)	公益委員会	16:00	法人会事務局
14(木)	総務委員会	18:00	法人会事務局
	★第4・5・9支部合同異業種交流会	18:00	未定
15(金)	青年部会SKT交流会	18:30	屋形船「大江戸」
【たまでんBOARD3月分原稿締切】			
18(日)	新システム・キックグループ	18:00	法人会事務局
19(火)	ワイン研究同好会	18:30	青柚子 二子玉川店
20(水)	★決算法人説明会	13:30	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
	広報委員会	18:00	法人会事務局
24(日)	生活習慣病健康診断	9:00	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
26(火)	正副会長会議	13:00	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
	役員推薦委員会	14:00	同所
	理事会	15:00	同所
	★青年部会トップランナー研修会	18:30	玉川高島屋ビル ナール
27(水)	研修委員会ビジネス研修会	14時頃予定	二子玉川庁舎内 玉川区民会館
31(日)	生活習慣病健康診断	9:00	玉川区民会館 二子玉川庁舎内

4月の行事予定

3(水)	税制委員会	18:30	法人会事務局
11(木)	正副会長会議	13:30	玉川区民会館 二子玉川庁舎内
	役員推薦委員会	14:00	同所
	理事会	15:00	同所
12(金)	★決算法人説明会	13:30	玉川税務署
15(日)	青年部会 活動報告・懇親会	18:30	世田谷産業プラザ
	★第2支部「後見人セミナー」	18:00	あおぞら銀行 乃木坂駅前自由ヶ丘
【たまでんBOARD5月号原稿締切】			
17(水)	女性部会役員会	11:00	法人会事務局
	女性部会幹事会	13:30	玉川町会会館
19(金)	広報委員会	18:00	法人会事務局
26(金)	★新設法人説明会	13:30	玉川税務署

3月・4月の行事予定は2月20日現在のものです
★印は一般の方も参加できる行事です
お問い合わせは下記の玉川法人会事務局まで

納税も、e-Taxで!! ダイレクト納付が便利です。

31年 3月分の源泉所得税の納付期限	31年 4月 10日 (水)
31年 1月決算法人の確定申告期限・納付期限	31年 4月 1日 (月)
31年 7月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	31年 4月 1日 (月)
消費税の中間申告期限・納付期限	31年 4月 1日 (月)
31年 4月決算法人の第3四半期分、31年 7月決算法人の半期分・第2四半期分、31年10月決算法人の第1四半期分	
31年 4月分の源泉所得税の納付期限	31年 5月 10日 (金)
31年 2月決算法人の確定申告期限・納付期限	31年 5月 7日 (火)
31年 8月決算法人の中間申告(予定申告)期限・納付期限	31年 5月 7日 (火)
消費税の中間申告期限・納付期限	31年 5月 7日 (火)
31年 5月決算法人の第3四半期分、31年 8月決算法人の半期分・第2四半期分、31年11月決算法人の第1四半期分	



理事会・委員会・支部 活動報告

平成30年度 第5回 理事会

日時 1月24日(木) 15:00～17:00
 場所 玉川区民会館 二子玉川仮庁舎集会室
 参加数 46名

次第

1. 会長（代表理事）より業務執行状況の報告
2. 税務署長挨拶
3. 審議事項
 - (1) 会員管理システム（新システム）入替えについて
 - (2) 社会貢献委員会新事業について
 - (3) 新入会員歓迎会案内状作成について
 - (4) 組織委員会委員長代行について
 - (5) 総務委員会委員変更について
 - (6) 専務理事の任用について
 - (7) 事業変更届について
4. 報告事項
 - (1) 委員会、支部、部会からの報告及び提案（資料添付のある報告）
 - ① 総務…納税表彰受表彰者の税務署掲示プレートについて

確定申告期の署内支援について
 平成31年度決算法人説明会／新設法人説明会日程について

- ② 財務…平成30年度予算執行計画進捗状況と報告書等提出状況について
 平成31年度予算策定について
 - ③ 公益事業推進…平成31年度予算策定について
- (2) 業務執行理事から業務執行状況の報告（書面による報告）



新春講演会

日時 1月21日(月) 17:30～18:30
 場所 iTSCOM STUDIO & HALL
 講師 中畑 清さん
 (元横浜DeNAベイスターズ監督)
 参加数 223名

今年初めての法人会活動となる、新春講演会が二子玉川ライズのイッツコムスタジオで行われました。ガラス張りの建物は広場から中が見えるので、一般客にもアピールができたのではないのでしょうか。

講演会というと知名度のある人か、それほど名を知られていなくても、知る人ぞ知るといえるのか、その道では専門家などをお願いするのですが、昨年秋の税を考える週間の講演会が後者とすれば、今回は前者となることとなります。

中畑清さんといえば野球ファンならずとも、日本で知らない人はいないでしょう。野球選手は皆個性の強い人が多いのですが、陽と陰に分けると陽は長嶋氏、陰は王、野村氏などが



熱弁する中畑さんに元気をもらいました

思い浮かびますが、中畑清さんは陽の方に属するのではないのでしょうか。その期待通り、新春にふさわしい、絶好調！の講演会となりました。

「こんなに詳しく紹介してもらったのは初めてです」と司会による講師紹介に感激しながら中畑さんが登場しました。進行役のテレビアナウンサーとの掛け合いで始まった講演会は、自分の足跡を辿るようにして、裏話など興味深い話や、いまだから言えるような内容で進められていきました。

詳細はオフレコのような話も含まれていると思いますので逐一ここで紹介はできないのです

が、満杯となった会場の皆様は満足されていたようでした。

印象に残ったのはミスターこと長嶋監督の熱血指導で聞かれた「バチン、バチン」という音ですがこれは、ここでは詳しく文章にすることは出来ませんが、講演を聞いた方ならわかりだと思います。

最後は自らマイクを持って歌のご披露もあり、サービス精神に溢れた時間を楽しく過ごす事が出来ました。

ご尽力いただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。



満員御礼の講演会



中畑さんありがとうございました

新春記念講演会開催御礼

研修委員会 委員長 江口 響子

おかげさまで無事に開催することができました。223名の方が参会くださりまして、そのうち一般の方が78名と多数お越しいただき、

公益事業の目的を果たすことができたと思存じます。

主幹の研修委員会一同心より感謝申し上げます。

新年賀詞交歓会

日時 1月21日(月) 19:00～21:30
場所 二子玉川エクセルホテル東急
30階大宴会場「たまがわ」
参加数 156名

平成最後の年も明けて、また新しい年がスタートしました。玉川法人会では恒例となる新春講演会に続いて賀詞交歓会が行われました。

賀詞交歓会は同じくライズにある二子玉川エクセルホテル東急で、初めて開催されました。着席でフルコースのスタイルも、例年とは違



い、豪華な雰囲気となりました。兼益青年部会長の司会、阿部会長、玉川税務署高杉署長の挨拶に続いて、村上顧問による乾杯の音頭で始まった交歓会は、福引きなどもあり会員相互の交歓の場として、大いに盛り上がりました。坂

東副会長による締め挨拶にもありましたが、この地元玉川での開催を今後も続けていって欲しいと思いました。

ご尽力いただきました関係者の皆さん、ありがとうございました。

新年賀詞交歓会へのご参加の御礼

総務委員会 委員長 坂東 義治
 本年の賀詞交歓会は、永年お世話になった「セルリアンタワー東急ホテル」から初めて玉川法人会の地域内にある「二子玉川エクセルホテル東急」に会場を移して開催致しました。

当日は、参加申込み人数が多く、会場レイアウトの関係上、ブッフェスタイルでの料理の提供が出来ず、ホテルのサーブによる食事形式となりましたので、当日の参加申込みには、対応出来ず、折角お出で頂きながら、止むを得ずお断り致しました会員の皆様には、深くお詫び申し上げます。

またご出席の皆様には、ゆっくり食事を楽しめたとご好評を頂きましたが、会員相互の交流を深めるための席にゆとりを作れなかった為、一部の会員から残念がられましたので、今後の課題として検討したいと思います。

なお、毎年実施している「お楽しみ抽選会」では、役員や顧問・相談役の有志の皆様から頂戴した「ご協賛金」を原資として“欲しいけれどなかなか購入出来ない商品”を委員会にて協議し、抽選会の賞品として準備させて頂きました。毎年ご協賛を頂いている役員の皆様には、深く感謝申し上げます。これからは引続き宜しくお願い申し上げます。

税を考える週間「記念講演会」

「人工知能AI | まるわかり！最新ビジネス事情」

日時 平成30年11月13日(火) 18:00~20:00

場所 玉川高島屋S・C
 西館1階アレーナホール

参加数 134名

第1部：野村総合研究所

上級研究員 長谷 佳明 氏

第2部：医学博士、医道メディカル社長、

医療法人癒合会高輪クリニックグループ
 総院長 陰山 康成 氏

今回の税を考える週間の講演会は、いま話題の人工知能AIをテーマに2人の識者による講演会となりました。

第1部 長谷佳明氏による講演会

インターネットに出ている経歴によりますと長谷氏は2014年よりITアナリストとして従事。先進的なIT技術や萌芽事例の調査、コンサルティングを中心に活動中。専門は人工知能、ロボティクス、IT基盤技術など。共著に「AIまる

わかり」(日本経済新聞出版社)がある。という事でAIのお話をうかがうには最適な方でした。

コンピュータの性能がどんどん進歩していった、そこにビッグデータという蓄積された情報があった時に、とてつもない力を発揮していくというわけですが、いまある仕事の40%がなくなるといっていると、本当に産業革命みたいだと思えます。

また、シンギュラリティといって2045年頃には、全ての技術が到達点に達するという予想も



あって、世の中の移り変わりの早さが感じられます。つい数十年前にはスマホはおろか携帯なども影も形もなく、家にある固定電話や街角の公衆電話しか無かった時代。そんな人が現代の乗り物でみんながスマホをいじっているのを見ても全く理解ができないのではないのでしょうか。

しかし、技術や科学の進歩の割には、人間はちっとも進化していないか、むしろ退化しているのではと、最近の世相をみて思います。高野和明が書いた「ジェノサイド」という小説に、今の人類がさらに進化したいわゆる「新人類」が出現するという設定が書かれたものがありました。実際、英国の大学教授が書いた「サピエンス異変」という本では、この急激な変化に現代の人間たちは、適応できていないと将来の「超人類」の出現を予言していました。

技術革新は、現在の延長ではなく、ある時点で飛躍的に行われていくので、数十年後の予測は不可能とって良いでしょう。高校生時代（今から50年ほど前）はSF小説が大好きで色々読みふけていましたが、思い出してもSFに書かれた21世紀の生活予想はあまり当たっていませんでした。

パソコンもスマホも出てこなかったのですが、コンピュータに支配された世界というのは、多くありました。

未来の社会がバラ色かというむしろ否定的に描かれていたように思います。AIの進歩が人類のためになるよう祈るのみです。

第2部 陰山康成氏による講演会

陰山医師は、医療の最先端でAIを使った遺伝子診断など様々な取り組みに積極的に取り組んでおられます。遺伝子を分析する事で、将来的に様々な病気になる確率が分かるようになってきているそうです。

また、漢方などの東洋医学や歯科も合わせた、統合的医療もとり入れたユニークなクリニックも経営されています。中でも興味深かったのは、「腸内フローラ」のお話で、人間の腸内細菌の集まりがその人の性格や人間同士の相性までも支配しているというもので、腸内フローラの影響には大きなものがあるそうです。ある人の便を他の人の腸に移すとパーソナリティーがコピーされるというお話には驚かされました。腸の中には善玉菌、悪玉菌、そして強いものになびく日和見菌があって、腸内の勢力図を構成し、顕微鏡で見るとお花畑のように見えるのでフローラと呼ばれているそうです。陰山医師のクリニックでは、この腸内フローラの検査も行なっているそうです。ちなみにこのクリニックはロボットが受付をする「変なホテル」の一角にあることで話題になりました。

次から次と紹介される、先端医療のお話では、未来はバラ色にみえていますが、一方国民医療費の危機なども聞こえてくるし、まさに混沌としています。

今回は特別に希望者に陰山氏のクリニックによる遺伝子検査のご案内もありました。

2つのAI特集は、日頃なにかと忙しい我々にとって、まとまった知識を得る良い機会となりました。準備と運営に携わられた、研修委員をはじめご尽力いただいた関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

(広報委員会 副委員長 松山 仁)



AIの基本を教えてください
講師の長谷佳明先生



医療現場最先端の講演は魅力的でした (陰山康成先生)

平成 31 (2019) 年度国税専門官募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
- 1 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの者
 - 2 平成10年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成32年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
 - 2 受付期間
平成31年3月29日(金)9時～平成31年4月10日(水)[受信有効]
 - 3 受験案内交付期間
平成31年2月1日(金)～平成31年4月10日(水)
9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇ 試験日
- 第1次試験 平成31年6月9日(日)
第2次試験 平成31年7月11日(木)～平成31年7月19日(金)のうち指定された日時
- (注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111 内線2163)までお尋ねください。

※平成31年5月1日以降の元号については、便宜上、「平成」と表記しています。

税制委員会

平成31年度 税制改正大綱 中小企業に対する軽減税率・ 投資促進税制が2年間延長!

政府は、平成30年12月21日に平成31年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた、中小企業に対する軽減税率・投資促進税制などは2年間延長され、消費税率の引上げに対しては、消費税率引上げ後の需要減に配慮した内容も含まれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■研究開発費税制の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除について、次のように税額控除率を見直し、一定のベンチャー企業の控除税額の上限は当期の法人税の25%から40%に引き上げられます。

<増減試験研究費割合8%超>

$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

<増減試験研究費割合8%以下>

$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

その他控除税額の上限の上乗せ、中小企業技術基盤強化税制、特別試験研究費の額に係る税額控除制度などについても、一部見直しが行われます。

■中堅・中小企業向け特例

- ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例は、2年間延長されます。
- ・中小企業投資促進税制について、2年間延長されます。
- ・中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、対象となる設備の見直しを行った上で、2年間延長されます。
- ・特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、認定支援機関の確認を受けることを適用要件に加えて、2年間延長します。
- ・地域経済けん引事業の促進区域内で特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、2年間延長します。
- ・青色申告書を提出する中小企業者で、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備を取得し事業に供した場合に、20%の特別償却が認められます。
- ・法人税関係の中小企業向けの措置法におけるみなし大企業の範囲について、見直しが行われます。

■事業税率の見直し

平成31年10月以降、事業税の税率を引き下げ、特別法人事業税を創設します。資本金

1億円以下の普通法人年800万円超の所得に対し、事業税7%・特別法人事業税は2.59% (改正前は事業税9%)に変更されますが、全体の税負担としては大きな影響はありません。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税の特例の創設

現在10年間利用できる住宅ローン減税が、平成31年10月～平成32年12月までに消費税率10%で住宅を取得した場合、11～13年目の3年間で住宅価格の2%相当の税額控除を受けられる特例が創設されます。平成31年10月以降、消費税率引上げ分を、税額控除が受けられる仕組みとなっています。

■老人ホームに入っている場合でも空き家の3000万円控除が利用可能

空き家に係る3000万円控除について、被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等へ入所していた場合などに利用できるようになります。

■転勤などで一時出国の場合にNISA口座の継続

NISA口座を開設している居住者が、転勤などで一時的に居住者に該当しないことになる場合でも、所定の手続きをすることで最大5年間NISA口座について居住者に該当するとして利用することが可能となります。

■ふるさと納税の寄付先の指定化

ふるさと納税について、募集が適正であること、返礼割合が3割以下で返礼品を地場産品にしているなどのルールを守っている自治体を総務大臣が指定して、指定を受けた自治体への寄付金のみが、ふるさと納税の対象とされます。平成31年6月以降の寄付から適用されます。

■シングルマザー等に対する個人住民税の非課税制度

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母で、現に婚姻をしていない者または配偶者の生死が不明の場合に、前年の合計

所得金額が135万円以下であれば、住民税が非課税とされます。平成33年度以後の住民税から適用されます。

相続税・贈与税関係

■個人事業者に対する事業承継税制の創設

経営承継円滑化法による認定を受けた相続人が平成31年から平成40年までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し事業を継続する場合は、特定事業用資産に対応する相続税について10割の納税猶予を受けることができます。

経営承継円滑化法による認定を受けた受贈者が、平成31年から平成40年までに、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、贈与により取得した特定事業用資産に対応する贈与税について納税猶予を受けることができます。

■事業用小規模宅地を利用した租税回避の防止

小規模宅地の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等が除外されます。平成31年4月以後の相続から適用されます。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については適用されません。これは、特定事業用宅地が8割引きの評価を受けることを利用した租税回避を防止するためです。そのため、当該宅地の上で事業に要されている減価償却資産の価額が宅地の価額の15%以上である場合は、規制の対象とされません。

■教育資金贈与に関する改正

教育資金について、次の改正をして2年間延長することとしました。

- ①平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用されません。
- ②受贈者が23歳に達した以降は、教育資金の範囲から、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設利用料が除外されます。
- ③贈与者が、死亡の前3年以内に教育資金贈与をした場合で、受贈者が23歳未満である場合など一定の場合に該当しない場合は、相続又は遺贈により取得したものとみなし、相続税の計算に組み込まれます。また、従来は30歳で打ち切りでしたが、受贈者が学校等に在学している場合などは40歳まで教育資金管理契約が延長されます。

■結婚・子育て資金贈与に関する改正

平成31年4月以降の贈与については、受贈者の贈与前年の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用がなくなります。

本制度は2年間延長されることになりました。

■事業承継税制の改正

やむを得ない事情により資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合に、その該当した日から6月以内に解消できれば納税猶予を継続できます。

消費税関係

■輸出物品販売場についての見直し

輸出物品販売場の許可を受けている事業者が、7月内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする場合、前日までに届出をすることで、臨時販売場が輸出物品販売場とみなされます。平成31年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等から適用され、手続委託型輸出物品販売場許可申請書に、委託先の承認通知書の写しが不要となります。

■金地金等の密輸に対する改正

密輸品と知りながら行った課税入れについて、仕入れ税額控除制度の適用が認められなくなります。平成31年4月1日以後の課税仕入れから適用されます。

金又は白金の地金の課税仕入れについて、本人確認書類の写しの保存を、仕入れ税額控除の要件とします。平成31年10月1日以降の課税仕入れから適用されます。

その他

■消費税率引上げに合わせた自動車に関する税率の整備

- ・平成31年10月から平成32年9月まで取得した自家用乗用車の環境性能割は、税率が1%軽減されます。
- ・自家用自動車に係る種別割は、平成31年10月以後に新車新規登録を受けたものについて、引き下げられます。

■民法における成年年齢引き下げへの影響

民法改正において、税法上の未成年を20歳未満から18歳未満に引き下げます。民法に合わせて平成34年4月1日以後の判定で利用されます。相続税の未成年控除、未成年のNISA口座、住民税の非課税などの取扱いに影響します。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

第6支部

新年会

日時 2月6日(水) 18:30~20:30
 場所 ヴェルデスパ (玉川高島屋南館6階)
 参加数 23名

今年の第6支部の新年会は、例年同様、フランス料理をベースにしたカリフォルニア料理の「ヴェルデスパ」で行われました。最初に、鈴木支部長より、入会促進および退会防止について、そして、3月8日(金)に開催予定の「自分みがきがしたい方必見！」ダブル講演会のご案内の後、いつも第6支部と合同研修会開催でお世話になっている第8支部上平支部長に乾杯のご発声をいただきました。

今年は、二子玉川でご活躍中の錚々たる顔ぶれの中に、昨年6月に講演いただきました、わずか6mmの傷口からヘルニアを摘出する“神の手”を持つ整形外科医「出沢 明先生」。聖マリアンナ医科大学病院にて、大学病院血液内科主任医長「西尾 有司先生」という著名な先生方にもご参加いただきましたので、会場はいつも増して、楽しく盛り上がっていました。恒例となっている自己紹介は、今回も、皆さんの二子玉川への愛や歩まれた歴史を伺い共感、感動するとともに、経営的な視座や、考え方も刺激的でした。2時間という短い時間でしたが、得るものが多く有意義なものとなりました。

(第6支部 広報委員 守永 文子)

第7支部

瀬田中学校における防災訓練

日時 2月9日(土) 10:00~12:00
 場所 瀬田中学校
 参加数 約200名

防災訓練の当日2月9日は、午前中に雪が降り寒い一日でしたが、元気一杯の中学1年生139名と近隣の方々を合わせて約200名が瀬田中学校に集まり、煙中避難訓練、マンホールトイレの使用法、避難所でのプライベートルーム設営などを体験しました。

また世田谷区の危機管理室災害対策課の方が、避難所生活で女性が抱える課題を取り上げ、男性の不用意な言動によって、女性がストレスを感じることがあり、その対策として「女性防災コーディネーター」養成のための研修等を開催しているとのことでした。

玉川法人会からは、水が無くても処分可能な非常用「トイレ処理セット」と法人会の租税教育用小冊子「タックスフントとけんたくん」を生徒さんに配布し、認知活動に努めました。

(第7支部 支部長 三條 正人)



第9支部

ボウリング大会&新年会

日時 2月5日(火) 17:00~22:00
 場所 ボウリング/溝の口 ムサシボウル
 新年会/九州自慢用賀店
 参加数 ボウリング17名/新年会32名

今年も第9支部恒例のボウリング大会&新年会の時期がやってきました！去年は都心では珍しい大雪の中での開催でしたが、今年はまずまずの天気です。今回は会場を溝の口にある、ムサシボウルに変更して行われました。このムサシボウルはボウリング同好会が毎月利用しているというきっかけで、昨年から玉川法人会会員の特典サービスを始めていただいています。

最新設備の素晴らしい会場で、第3支部森支部長、第12支部橋本支部長はじめ他支部の方にもご参加いただき総勢17名が熱戦を繰り広げました。2ゲーム合計スコアで争われた結果は、第9支部の阿部さんがトータルスコア334でみごと優勝！第2位はスコア328の第12支部の鈴木さん、第3位はスコア290の第9支部の神山さん(ご主人)という結果でした。

ボウリング終了後に場所を用賀の「九州自慢」に移して、新年会が行われました。ボウリング大会の表彰式も兼ね、総勢32名の参加でし



みごと優勝で花を手にする阿部さん

た。大嶽支部長の挨拶、続いて第3支部の森支部長の乾杯の音頭で始まり、九州各地の郷土料理とこだわりのお酒で大いに盛り上がっていました。表彰式では各順位に、それぞれの綺麗なお花やモロッコワインをいただきました。特にブービー賞やブービーメーカー(最下位)賞の発表は、皆さん自分ではないかとヒヤヒヤしながら聞いていました！最後にボウリング大会に参加していない方々にも、お花のお土産をいただき散会となりました。今年もまた、このボウリング大会から第9支部の一年が始まりました。

(第9支部 広報委員 清水 正広)



ボウリング大会参加者たち



会場は大盛況！

第10支部

ランチで支部会議を開催

日時 1月28日(月) 13:00~14:30
 場所 用賀 三代目「米蔵」
 参加数 9名

今回の支部会議にて、3月15日(金)に予定している新入会員、未加入会員の「懇親会」を支部長

より発表。また、確定申告時に於ける税務署支援者を選出など、ランチを食べながら普段とは違う雰囲気の中で会議を行った。

夜に時間が取れない方や、普段余り参加されない方も、今後このような企画を致しますので、是非ご参加下さい。

(第10支部 支部長 佐藤 壽夫)

使用済みの「切手やまんが本」を集めています

第10支部では、数年前より使用済みの「切手」を集めて、障害者支援に役立ててもらえる様活動しております。今年も収集していますので、ご不要の使用済み切手がございましたら、是非ご協力をお願いいたします。

なお、法人会事務局1階の玉川ボランティアビューローでも受け付けています。

また、第10支部員の方が、インドの学校や地

域の図書館に「まんが本」を寄贈し、より多くの方々に「まんが」を通して日本文化や日本と云う国を理解してもらいたいとの思いで活動を行っております。

不要になりました「まんが本」等がございましたら、下記までご一報願います。

引き取りに伺います。

電話：080-4320-6440 (支部長 佐藤)

皆様の温かいご支援ご協力をお願い致します。

第10・11支部

スマホ研修会

日時 1月11日(金)／2月8日(金)
 18:00~20:00 (両日とも)
 場所 (株)ニッポンダイナミックシステムズ 4階
 参加数 1月11日12名／2月8日13名

第7回、第8回のスマホ研修会をニッポンダイナミックシステムズ4階において開催いたしました。1月は「動画」を学習し、2月は「ゲーム」を学びました。講師の先生は、動画を見るためにスマホの契約を50ギガで契約していると

いうことですが、私は5ギガです。今では、テレビを持っていない若い人もいる程、環境は大きく変わりましたが、私の年代(現在60歳)ではテレビを日に3~4時間見ていた人が多い時代です。動画サイトへのアクセスは若い人にとっては毎日のことで生活必需品となっているようです。

2月に学んだ「ゲーム」では、実際にゲームをインストールしてやってみました。やり始めたら面白くなり、あっという間に終了時間が来てしまい、参加された皆さんの中には、「毎回実



にためになる」と絶賛している方もおられました。

電車の長椅子7人中5～6人はスマホを握っているほどのスマホが主役の時代になりました。

支部で開催しているスマホ研修会ではそういう時代に即応できるよう、若い人と一緒になって勉強しています。皆様の参加をお待ちしています。
(第11支部 支部長 丸山 正高)

青年部会

第4回ビジネス研修会

日 時 1月29日(火) 19:00～
場 所 大東京ビル 会議室
講 師 山内 裕介 (株)三善屋
白井 千博 (株)Kazeniwa
日野 直郷 (株)アクエリア
齋藤 梨生希 (株)デザイングローブ
参加数 29名

今年度、玉川法人会青年部会では、自らのビジネススキル向上のため、法人会外部の方にもご参加いただき、ビジネスに関わる様々なことを学ぶ機会として、年4回、当事業を実施しております。

今年度最終回の第4回日は、「活きてる？御社のウェブサイト」と題して、青年部会に所属するウェブサイト制作を多く手掛けるメンバー4人が、リレー形式で講師をする研修会を開催いた



支部長、他団体からも参加いただきました

しました。それぞれの講師が得意分野を披露することで、参加者は講師のことを理解することもできたかと思えます。研修会終了後の懇親会も、多くの方に参加いただき、研修会では質問できなかった講師の方々に多くの質問が飛び交い、大いに盛り上がりました。

このような研修がきっかけとなり、講師はじめ青年部会員のビジネスの繋がりができることを願っております。次回以降も更に有意義な研修会を企画してまいります。

みなさまの積極的な参加をお待ちしております。
(青年部会 幹事 永田 登一)



部会員の4名が講師をつとめました

新入会員ご紹介

随時、新入会員の方をご紹介させていただきます。

第8支部
会社名：KIKKO Lab (キッコ ラボ)
代表者：岡島 希久子 (おかじま きくこ)
会社住所：世田谷区奥沢4-22-19
TEL/FAX：03-5716-3014

業 種：音楽教室 演奏活動
子どもから大人までの音楽教室をやっています。主にうた。ボイトレ、ジャズ、クラシック、カラオケetc
いつでも気軽に習いに来て下さい。

～世田谷都税事務所からのお知らせ～

大法人の電子申告が義務化されます

平成30年度税制改正により、大法人が提出する平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。その概要について、以下のとおりお知らせします。

■ 対象税目

法人事業税及び法人住民税

■ 対象法人

大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

■ 適用開始事業年度

平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度

■ 対象申告書等

確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

●大法人の電子申告義務化については、東京都主税局ホームページ（<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>）・eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

●国税も同様に大法人の電子申告が義務化されます。詳細については、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。



中小企業者向け省エネ促進税制



東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・ 資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・ 特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。) *空調設備 (エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備 (LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備 (小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備 (太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減免額	設備の取得価額 (上限 2,000 万円) の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人) 翌事業年度等、(個人) 翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人) 平成33 (2021) 年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人) 平成32 (2020) 年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限 (申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その日) までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・ 渋谷都税事務所の法人事業税・個人事業税班 03-5420-1621
 - ・ 主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・ 主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成31年(2019年)10月1日	
			標 準 税 率	軽 減 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、裏面をご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。
例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係
<p>① 旅客運賃等</p> <p>31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等</p> <p>継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等</p> <p>26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限り。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供</p> <p>* 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等</p> <p>31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑦ 特定新聞</p> <p>不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑧ 通信販売</p> <p>通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム</p> <p>26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限り。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等</p> <p>家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>	

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

広報委員会 ホームページグループからのお知らせ

法人会会員はおトク！

会員特典ページをチェックしてください

TOPページのバナーをクリック！

おトクが満載！  公益社団法人 玉川法人会 **会員特典ご紹介**



玉川法人会員であれば、下記の割引や、特典が受けられます。

- ・溝のロムサシポウル(ワイワイセット)
- ・エクセルホテル東急二子玉川
- ・無料法律相談、無料セミナーDVDレンタル
- ・企業情報紹介サービス、余剰在庫の買取
- ・ビジネスゴールドカード年会費永年無料
- ・新車紹介制度
- ・会員特別価格での健康診断の受診 など

スマートフォンTOPページ



2018年の1年間
玉川法人会ホームページにアクセスした方の、約40%がスマートフォンから。
スマートフォンでも見やすいレイアウトを目指します。
ぜひご活用ください！

毎月1回、広報委員会では、「たまでんBOARD」と「ホームページ」を作成、検討しています

各支部、部会より選出された委員の皆様と、毎月1回、会議を行っています。

- ・たまでんBOARDに掲載する内容の検討
- ・ホームページでのPR、表現の是非 など

これからも皆様に玉川法人会の情報を、的確に発信してまいります

玉川法人会ホームページは日々少しずつ更新しています。ぜひ活用ください。